

一般廃棄物 収集運搬業 許可証

~~処 分 業~~

住所 北見市小泉761番地12

氏名 株式会社 エース・クリーン
代表取締役 中井 真太郎

北見市長 辻 直 孝



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・~~第6項~~）の許可を受けた者であることを証する。

- 許可年月日 令和 6 年 3 月 2 6 日
- 許可の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 事業の範囲 ごみ、流し汁汚泥、浄化槽汚泥、し尿、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器、家庭系一時多量ごみの収集運搬
- 営業の区域 北見自治区
- 許可の条件
 - ①ごみについては、事業系一般廃棄物とし、市が処理計画に定める特定区域については、概ね午前10時までに作業を終えること。
 - ②流し汁汚泥、浄化槽汚泥については、浸透枳又は浄化槽の洗浄を伴うものとする
 - ③し尿については、便槽の洗浄を伴うものとする。
 - ④家庭系一時多量ごみについては、引っ越し等に伴って発生する500ℓ以上または100kg以上のごみとする。

*変更事項

変更年月日	変 更 事 項	市 長 印
令和6年5月7日	車両の変更に係る届出受理	
令和7年2月20日	車両の変更に係る届出受理	

[illegible]